

別表3（第3条関係、弔慰の支出対象者の範囲）

本人が死亡した場合	教育委員（現職・元職）
	市立小・中学校長（現職）
	市立小・中学校教頭（現職）
	市立小・中学校教諭（現職）
	市立小・中学校児童・生徒
	教育委員会委嘱の各種委員（現職）
	市議会議員（現職）
	他市町村教育長（現職）
親族が死亡した場合	教育委員（現職）
	市立小・中学校長（現職）
	市立小・中学校教頭（現職）
	教育委員会委嘱の各種委員（現職）
	市議会議員（現職）
	他市町村教育長（現職）
その他（上記以外で特に教育委員会が必要と認める者）	

* 親族は（配偶者、父母、義父母（同居に限る）、子）とする。